

## 「働き方改革関連法」及び 「事業主対象の労働安全衛生教育」研修会開催

6月25日（火）午後1時30分から名古屋国際会議場2号館211・212展示室において、「働き方改革関連法」及び「事業主対象の労働安全衛生教育」の研修会が、会員79名（66社）参加のもと開催されました。

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されています。「時間外労働の上限の規制」については同日から導入され、「年次有給休暇の確実な取得」については同日から必要となり、「正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止」は2020年4月1日から施行されます。また、全産連及び各県協会で策定された労働災害防止計画では、休業4日以上の死傷者数を平成24～26年の平均から20%以上減少させることを目標として、愛知県では67人に対して20%減の53人を目指していました。しかし、平成30年の速報値では81人と大幅に増加しており、この状況を踏まえると相当の危機感を持って安全衛生活動に取り組む必要があります。そこで、事業主の方に向けて上記二項目について研修会を開催いたしました。

開会の挨拶は、安全衛生委員長 加山昌弘氏が述べ、研修は「事業主対象の労働安全衛生について」



講演をする（株）辻安全サービスセンター  
辻所長

と題して、（株）辻安全サービスセンター所長 辻 宏夫氏が行いました。はじめにブレーンストーミングについて説明があり、多くのアイディアを短時間に出すことにより、問題解決へのエネルギーが高くなるという効果

が得られとのことです。安全衛生管理組織の概要では、組織における安全管理者や安全衛生推進者について説明がありました。また、外国人の就労者が増加傾向にあるため、各国の、ありがとうについて話があり、コミュニケーションが職場の雰囲気を円滑

にする効果について述べました。

次に「働き方改革関連法について」と題して、名屋社労士事務所代表 名屋浩志氏が講演を行いました。全体の7割を担う中小企業・小規模事業者の働き方改革は、着実に実施することが必要であり、魅力ある職場づくり→人材確保→業績の向上→利益増、の好循環をつくるためにも、魅力ある職場にすることが人手不足解消にもつながります。

“労働時間法制の見直し”では、残業時間の上限を規制、勤務間インターバル制度の導入を促す、1人1年あたり5日間の年次休暇の取得を企業に義務付け、月60時間以上の残業は割増賃金率の引き上げ等を挙げました。

“雇用形態に問わらない公正な待遇の確保”では、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理的な待遇の差をなくし、どの雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで多様で柔軟な働き方を選択できるようにします。見直しの内容としては、「同一労働同一賃金ガイドライン案」の概要や、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続の規定の整備を挙げました。

研修後、協会専務理事堀部隆司氏が閉会の挨拶を述べ閉会となりました。



講演をする名屋社労士  
事務所代表 名屋氏

